

寄附金取り扱い規程

(本規程制定の目的等)

第1条 この規程は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

2 この規程における寄附金には、金銭と金銭以外の財産権を含むものとする。

3 本協会は常時、寄附金を募ることができる。

(寄附金受け入れの制限)

第2条 本協会は、法令に抵触する場合、若しくはその怖れがある場合、本協会の業務遂行上支障があると認められる場合及び社会通念上不相当と認められる場合には、当該寄附金の受け入れを辞退しなければならない。

(受け入れる寄附金の種類)

第3条 本協会が受け入れる寄附金の種類は、寄附者により用途があらかじめ指定された寄附金及び寄附者から用途が指定されていない寄附金の2種類とする。

2 寄附者により用途があらかじめ指定された寄附金を受領する場合には、寄附者から具体的な用途を指定した書類を収受することを要する。

(寄附金の募集における禁止事項)

第4条 寄附金の募集は、社会通念を逸脱した費用や方法で行ってはならない。また、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寄附の勧誘または要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘または要求を継続すること。

(2) 粗野、もしくは乱暴な言動を交えて、または迷惑な方法で、寄附の勧誘または要求をすること。

(3) 寄附をする財産の用途について誤認させる怖れのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるものの他、寄附の勧誘または要求を受けた者もしくは寄附者の利益を不当に害する怖れのある行為をすること。

(受領した寄附金の取り扱い)

第5条 寄附者により用途があらかじめ指定された寄附金は寄附者が指定した用途に使用する。寄附者が用途を指定せずに寄附した寄附金は法人管理会計に30%を限度として使用する。

(受領書の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者が受領書の送付を不要と通知してきた場合はこの限りでない。

2 前項の受領書には、寄附金額及びその受領年月日を記載する。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、一般公益社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。